

学校法人清教学園

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人清教学園（以下「本学園」という。）における役員の報酬等について必要なことがらを定める。

(役員 of 定義)

第2条 この規程に定める役員とは、本学園の寄附行為第5条に定める理事、および監事をいう。

(常勤役員 of 定義)

第3条 常勤役員は、役員の中から理事長が指名し、理事会において選任された専務理事および常務理事をいう。

2 常勤役員 of 任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員 of 報酬)

第4条 役員 of 報酬は次の通りとする。なお、本条第1項(5)に関わる規定については、特段 of 別途規定がないかぎり、評議員にも準用される。

(1) 理事長 年額 11,000,000 円を上限とする

(2) 副理事長・専務理事 年額 10,000,000 円を上限とする

(3) 常務理事 年額 9,500,000 円を上限とする

(4) 2号理事(河内長野教会牧師) 別途定める

(5) 上記以外 of 理事・監事 理事会等への出席1回につき10,000円＋源泉所得税相当額

2 手当については、中高専任教職員に適用される規定に準じて通勤手当をのみ支給する。ただし、同手当 of 支給対象者は、本条第1項における(1)、(2)、および(3)とする。また(5) of 該当者については、関西圏外に在住 of 場合のみ、会議等への出席1回ごとに、交通費実費から3,000円を控除した額を交通費補助として支給する。なお、交通費補助 of 支出にあたっては、実際の来校経路に関する証明書類等の提出が付帯していなければならない。そのほか、本学園が命じた出張に携わった際 of 出張旅費および手当については、中高専任教職員に適用される規定に準じて支給されるものとする。

(日割計算)

第5条 新たに常勤役員となったものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 本条第1項及び第2項 of 規定により報酬を支給する場合 of 日割計算 of 方法は、月額報酬を30で割った金額を1日当たり of 金額として求めるものとする。この計算により1円未満 of 端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定め of ない事項等については、理事長が決裁し、直近 of 理事会において承認を得るものとする。

附 則

この規程は2003(平成15)年4月1日より施行する。

この規程は2007(平成19)年4月1日付けで改定、施行する。

この規程は2013(平成25)年4月1日付けで改定、施行する。

この規程は2019(令和元)年5月25日付けで改定し、即日施行する。

この規程は2020(令和2)年3月28日付けで改定し、2020(令和2)年4月1日より施行する。

[別添 1] 第 4 条関連

学校法人清教学園
役員報酬規程 補則

(趣旨)

第1条 この補則は、学校法人清教学園寄附行為のもと、学校法人清教学園役員報酬規程において別途定めるとされた 2 号理事（日本基督教団河内長野教会主管者）の報酬について、その内容を定める。

(報酬)

第2条 学校法人清教学園役員報酬規程 第 4 条第 1 項 (4) に示される 2 号理事の報酬は、月額 50,000 円（年額 600,000 円）を上限とする。

2 本条第 1 項に定められた報酬に対して、2 号理事が学校法人清教学園の適切な運営のために非常勤理事の立場において行う職務は、次の通りとする。

- ①理事会に出席し、建学の精神に沿った教育・運営が推進されていることを確認すること
- ②理事選考委員となり、理事長および 1 号理事とともに理事候補者を指名すること
- ③幼稚園の入園礼拝式・卒園礼拝式、および中・高等学校における入学礼拝式・入学記念礼拝・卒業礼拝式・卒業記念礼拝への出席すること、あるいは礼拝司式を担うこと
- ④上記①の補完的職務として、中・高等学校における礼拝で説教を行い、建学の精神に基づく生徒育成のあり方に関して範を示す機会を持つこと、またそのことを通じて教職員に対して適切な業務姿勢の涵養および意識喚起を図ること
- ⑤クリスマス行事や校舎の起工式・竣工式等の礼拝・式典への出席あるいは礼拝司式を担うこと
- ⑥理事長、中高校長、幼稚園長、チャプレン、および宗教教育担当者からの要請事項に協力すること

なお、2 号理事が、清教学園中・高等学校における授業を、同校の非常勤講師と同じ業務内容の範囲内で、教育職員免許法に基づく教諭として担当する場合、担当した授業業務については、本条第 1 項に定められた報酬とは別に、1 ヶ月あたり「1 週間の授業時間数×12,500 円」を上限とする形で給与を支給する。

(そのほか)

第3条 この補則に定めのない事項については、理事長および 1 号理事が協議の上、常務理事会にて定める。ただし、この補則に定めのない事項のうち、理事長および 1 号理事との協議において重要と判断された事項については、常務理事会および定例理事会を経て定めるものとする。

附則

この補則は、2020（令和 2）年 4 月 1 日より施行する。

学校法人 清教学園
清教学園中・高等学校教職員の給与に関する運用細則（抄）

手当の種類	摘要および支給月額について																																																								
通勤手当	<p>(1) 専任・常勤教職員が自宅から公共交通機関を利用する場合は、6ヵ月定期券購入費に相当する額。6ヵ月定期券が最低料金でない場合は、当該交通機関の最低料金となる定期券購入費とする。バス定期券購入費の支給については、自宅から電車等の最寄り駅までの徒歩による最短距離が1.5km以上の場合に限る。通勤経路は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であり学園が承認した経路とする。</p> <p>(2) 自動車等（自動二輪車・原動機付自転車・補助動力付を含む自転車等）を使用する場合は、通勤距離（片道）に応じて月額を定める。</p> <p style="text-align: center;">通勤距離数/片道と通勤手当/月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①0km～5km未満</td> <td>2,300円</td> <td>⑧35km～40km未満</td> <td>19,430円</td> </tr> <tr> <td>②5km～10km未満</td> <td>4,600円</td> <td>⑨40km～45km未満</td> <td>21,950円</td> </tr> <tr> <td>③10km～15km未満</td> <td>6,830円</td> <td>⑩45km～50km未満</td> <td>24,470円</td> </tr> <tr> <td>④15km～20km未満</td> <td>9,350円</td> <td>⑪50km～55km未満</td> <td>26,990円</td> </tr> <tr> <td>⑤20km～25km未満</td> <td>11,870円</td> <td>⑫55km～60km未満</td> <td>29,510円</td> </tr> <tr> <td>⑥25km～30km未満</td> <td>14,390円</td> <td>⑬60km～</td> <td>32,030円</td> </tr> <tr> <td>⑦30km～35km未満</td> <td>16,910円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 徒歩で通勤する場合は、通勤費を支給しない。</p> <p>(4) 通勤手当は、月20日以上欠勤した者には支給しない。</p> <p>(5) 住所変更や料金改定等の事由により月額を変更すべき事情が生じた場合は、届出により、月額変更の事情が生じた日の属する翌月から支給額を改定する。</p> <p>(6) 非常勤教職員の場合は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通機関を利用して出勤する場合 <ol style="list-style-type: none"> ①週4日以上 (1)・(2)に準ずる額 ②週3日以内 出勤日数相当の実費 2. 自動車等を利用して出勤する場合下表該当金額×日数 <p style="text-align: center;">通勤距離数/片道と通勤手当/日額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①0km～5km未満</td> <td>100円</td> <td>⑧35km～40km未満</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>②5km～10km未満</td> <td>190円</td> <td>⑨40km～45km未満</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>③10km～15km未満</td> <td>300円</td> <td>⑩45km～50km未満</td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td>④15km～20km未満</td> <td>410円</td> <td>⑪50km～55km未満</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>⑤20km～25km未満</td> <td>520円</td> <td>⑫55km～60km未満</td> <td>1,280円</td> </tr> <tr> <td>⑥25km～30km未満</td> <td>630円</td> <td>⑬60km～</td> <td>1,390円</td> </tr> <tr> <td>⑦30km～35km未満</td> <td>730円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(7) 支給日および支給基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通機関を利用 6ヵ月定期券購入費を月割りにして毎月支給 2. 自動車等を利用 距離/手当換算表にしたがって毎月支給 	①0km～5km未満	2,300円	⑧35km～40km未満	19,430円	②5km～10km未満	4,600円	⑨40km～45km未満	21,950円	③10km～15km未満	6,830円	⑩45km～50km未満	24,470円	④15km～20km未満	9,350円	⑪50km～55km未満	26,990円	⑤20km～25km未満	11,870円	⑫55km～60km未満	29,510円	⑥25km～30km未満	14,390円	⑬60km～	32,030円	⑦30km～35km未満	16,910円			①0km～5km未満	100円	⑧35km～40km未満	840円	②5km～10km未満	190円	⑨40km～45km未満	950円	③10km～15km未満	300円	⑩45km～50km未満	1,060円	④15km～20km未満	410円	⑪50km～55km未満	1,170円	⑤20km～25km未満	520円	⑫55km～60km未満	1,280円	⑥25km～30km未満	630円	⑬60km～	1,390円	⑦30km～35km未満	730円		
①0km～5km未満	2,300円	⑧35km～40km未満	19,430円																																																						
②5km～10km未満	4,600円	⑨40km～45km未満	21,950円																																																						
③10km～15km未満	6,830円	⑩45km～50km未満	24,470円																																																						
④15km～20km未満	9,350円	⑪50km～55km未満	26,990円																																																						
⑤20km～25km未満	11,870円	⑫55km～60km未満	29,510円																																																						
⑥25km～30km未満	14,390円	⑬60km～	32,030円																																																						
⑦30km～35km未満	16,910円																																																								
①0km～5km未満	100円	⑧35km～40km未満	840円																																																						
②5km～10km未満	190円	⑨40km～45km未満	950円																																																						
③10km～15km未満	300円	⑩45km～50km未満	1,060円																																																						
④15km～20km未満	410円	⑪50km～55km未満	1,170円																																																						
⑤20km～25km未満	520円	⑫55km～60km未満	1,280円																																																						
⑥25km～30km未満	630円	⑬60km～	1,390円																																																						
⑦30km～35km未満	730円																																																								

学校法人 清教学園
清教学園中・高等学校
旅費等に関する規程（抄）

（旅費の支給基準）

旅費の支給基準は、次の通りとする。

- （1）交通費は、鉄道、長距離定期路線バス、船舶、航空機等の往復旅客運賃、および特急・指定席券（100キロメートルを超えた場合）とし、優等席券は原則として認めない。
- （2）車運賃は、路線バス、タクシー等の実費額とする。また、自家用車を使用する場合は、出張地が学校からのキロ数と自宅からのキロ数の短い距離で計算し、ガソリン代は、キロ数に応じ支給する。又高速道路料金（最短距離）、および駐車料金も必要に応じて支給する。
- （3）宿泊費は、旅行中の宿泊数に応じて一泊あたり 10,000 円の範囲の実費とする（含む朝食代）。
- （4）出張に関連した諸経費は、研修会等の参加費、その他出張業務を達するために必要と認められる経費とする。

（出張手当）

出張手当は、次の通りとする。

- （1）生徒の引率を伴う場合
 - ①国内における日帰り 1,500 円
 - ②国内における宿泊 1日につき 2,500 円
 - ③海外における宿泊 1日につき 5,000 円
- （2）生徒の引率を伴わない場合
 - ①国内における日帰り 支給なし
 - ②国内における宿泊 1日につき 1,500 円
 - ③海外における宿泊 1日につき 4,000 円
 - ④日曜・祝日・所定休日における学外での入試説明会業務（日帰り）
1日につき 3,000 円（ただし、管理職者を除く）